

許可の条件

- 使用物件を損傷したときは、村長の指示を受けて速やかに復旧しなければならない。
- 許可なく目的外の行為又は工作物の取り付け等を行ってはならない。
- 使用中、使用者が第三者に対し使用させることは、認めない。
- 使用中に他に障害を及ぼすおそれのあるとき又は、この条項に違反したとき、その他村長が必要と認めるときは許可の取り消し又は、変更を命ずることがある。この場合、使用者はこれを拒むことができない。また、これについて損害賠償を要求することができない。
- 終了後は、必ず清掃及び器具の整頓を行うこと。また、使用中に生じたゴミは持ち帰ること。
- 施設内でのケガや事故については、一切責任を負わない。
- 使用責任者は、使用終了した旨を管理者に届け出て引渡しをしなければならない。
- 許可条件を守らないとき、もしくは許可を得ずに使用した場合等は以降の使用を認めない。
(申請者に対しても同等の処置をする。)

1. ホール・多目的室・アリーナでの飲食、喫煙は一切禁止する。
2. 貸出マイク等、確認し貸出箱に入れて返すこと。
3. 音響室へは、【音響室入室許可書】が必要です。(許可書が無い方は入室出来ません。)
4. 机・椅子・ピアノ等、元の位置へ戻すこと。
5. 使用時間内にすべてを終了し、速やかにでること。
6. 使用許可場所以外へは侵入しないこと。

備考

- 1) 使用料は使用区分の欄に従い使用時間数を乗じて得た額とする。ただし、この場合1時間については、切り上げて出すものとする。
- 2) 使用時間の延長または繰り上げは管理上支障がない場合に限り許可し、その料金はホール等の使用区分に対する時間当たりの単価に、延長または繰り上げ時間を乗じた額とするものとする。

- キャンセルについて キャンセル・変更には規程のキャンセル料金がかかります。

取消し時期	キャンセル料
使用日まで31日以上ある場合	使用料の 25%
使用日30日前から7日前まで	使用料の 50%
使用日6日前から前日まで	使用料の 75%
使用日当日	使用料の100%

ウイング21
白馬村教育委員会 社会体育係
TEL 0261-72-8770